

## 医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者様の診療情報（受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他の必要な情報）を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	現行保険証・マイナ保険証 提示有無に関わらず	1点
再診（3ヵ月に1回）	現行保険証・マイナ保険証 提示有無に関わらず	1点

※正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。